

## 平成29年度 地方分権改革に関する提案

# 生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の道府県から指定都市への移譲

がんばるけん!

くまもとけん!



平成29年7月14日  
熊本県健康福祉部  
長寿社会局

©2010 熊本県くまモン

# 1 提案内容

## 2 生活保護における審査庁(生活保護法第64条)

市町村長が、次の事務を管理する行政庁(福祉事務所)に委任した場合の審査請求は、都道府県知事に対して行う。

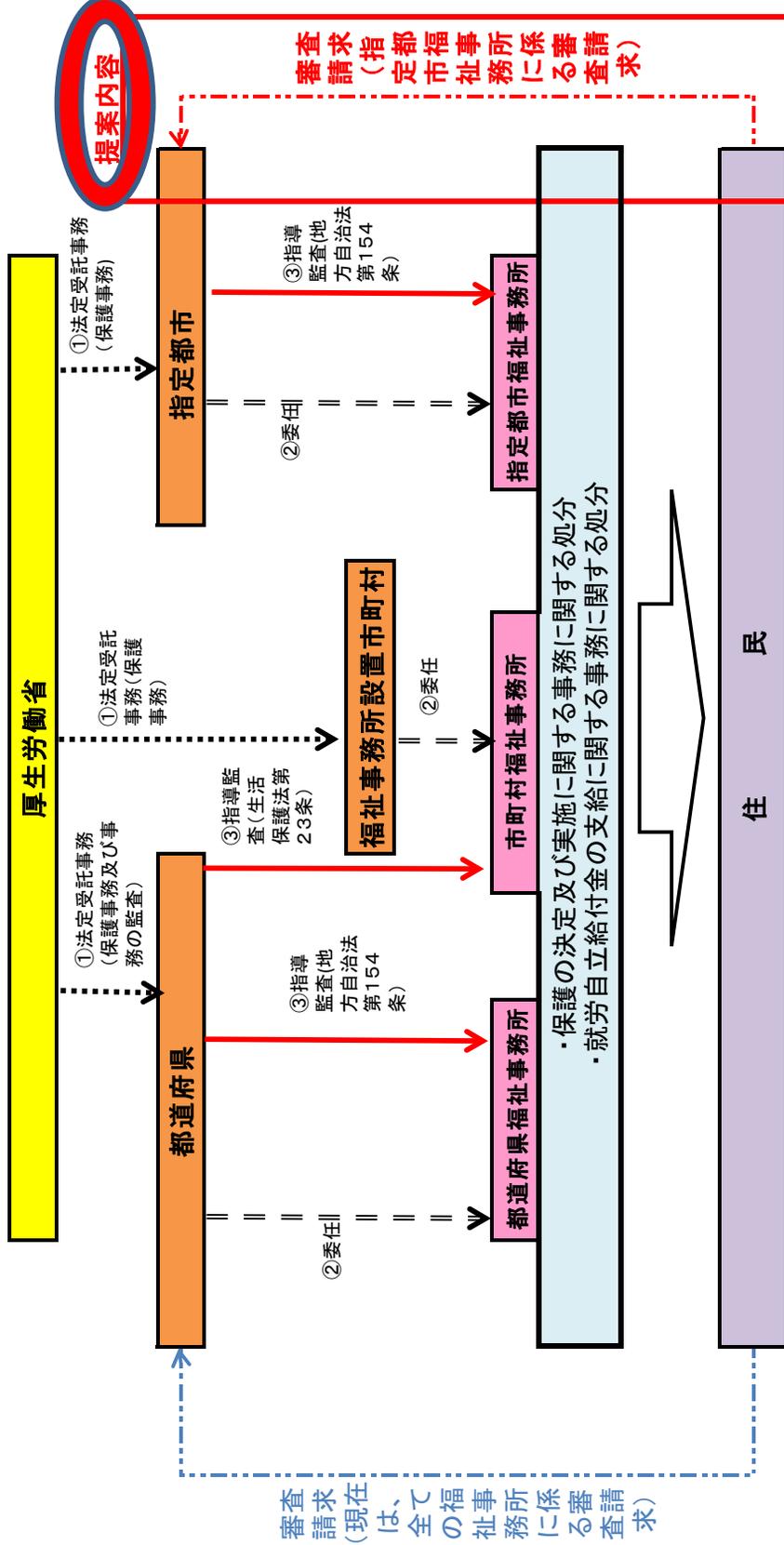
- ①保護の決定及び実施に関する事務に関する処分
- ②就労自立給付金の支給に関する事務に関する処分

## 3 裁決をすべき期間(生活保護法第65条)

区分	裁決すべき期間
行政不服審査会等へ諮問する場合	審査請求がされた日から70日
上記以外	審査請求がされた日から50日

\* 行政不服審査法改正(H28. 4)前の裁決をすべき期間は50日

# 4 生活保護の実施体制等



- ①委任：地方自治法及び地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律に基づく法定受託事務
- ②委任：法第19条第4項に基づく委任
- ③指導監査、技術的助言、指導等の実施

生活保護法第64条の改正

指定都市福祉事務所に係る審査請求は、指定都市の長に行う。

# 5 熊本市における審査請求処理の状況

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

審査請求の状況	H26審査請求件数			H27審査請求件数			H28審査請求件数			H29件数(H29.7.1現在)			計		
	熊本市	その他	計	熊本市	その他	計	熊本市	その他	計	熊本市	その他	計	熊本市	その他	計
審査請求の件数	12	5	17	17	16	33	2	3	5	4	3	7	35	27	62
50日以内	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
51日から6ヶ月未満	1	0	1	3	7	10	0	0	0	0	0	0	4	7	11
6ヶ月以上	10	5	15	13	10	23	2	1	3	0	0	0	25	16	41
未処理件数(H29.7.1現在)	0	0	0	0	0	0	0	2	2	4	3	7	4	5	9

\*生活扶助費引下げに対する集団審査請求は団体毎に1件として算定。また、取下げについては審査請求件数から除いている。

## 6 支障事例・事務移譲の必要性



- 生活保護に係る審査請求に対する審査庁は県のみであり、事務処理に時間を要し、生活保護法に定める裁決をすべき期間内に処理ができていない。
- 指定都市(熊本市)福祉事務所の処分に対する審査請求が県であることは、指定都市(熊本市)の被保護者にとって分かりにくい。
- 指定都市は県と同様に生活保護法施行事務指導監査を行っているが、生活保護事務に関する審査請求の審査庁が県であるため、指定都市の上  
に県があるとの誤解を生じている。
- 指定都市(熊本市)が審査庁となることで、指定都市(熊本市)福祉事務所  
の事務指導監査が、より効果的に実施できる。

## 7 事務移譲に伴う効果



○知事と指定都市(熊本市)の長において処理することにより、迅速性の確保につながる。

## 8 事務移譲に伴う懸念の解消について

### ○公平性の担保

行政不服審査法に基づき、処分に関与しない職員が審理員として公平に審理し、裁決は、行政不服審査会等の第三者機関における答申を受けて作成することとなるため、公平性は担保される。

### ○審査庁としての事務処理体制

裁決に当たっては、生活保護法及びその関連通知等を熟知していないと論理的に作成することは困難。その点、業務として生活保護法施行事務指導監査を実施している指定都市であれば、生活保護法等に精通しており、審査庁としての事務処理体制は確保される。

平成29年  
地方分権改革提案に  
関する内閣府ヒアリング

# 生活保護法第7条に規定する保護申請者の追加

70



岐阜市福祉部福祉事務所  
平成29年7月12日

注：本資料に記載の条項はすべて生活保護法

# 1 提案の経緯

## 1) 現状の問題点

法第7条（申請保護の原則）

保護は、**要保護者**、**その扶養義務者**又は**その他の同居の親族の申請**に基づいて開始するものとする。  
但し、要保護者が**急迫した状況**にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

**法第7条に規定がないため、成年被後見人による成年被後見人の保護の代理申請はできない**

成年被後見人・・・成年被後見人の身上監護（介護、施設入所、医療等）や財産管理（預貯金、不動産等）に関するすべての法律行為（契約行為含む）を行い、成年被後見人の生活状況を最も把握できる立場にある

## 2) 職権保護について

法第25条（職権による保護の開始及び変更）  
保護の実施機関は、**要保護者が急迫した状況**にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、**保護を開始**しなければならない。

**急迫**…生存が危うくされるときか、その他社会通念上放置し難いと認められる程度に**情況が切迫**している場合。  
単に**最低生活の維持**ができないというだけでは、必ずしもこの場合に該当するとは言えない。

平成16年2月16日発行 厚生省社会局保護課長著  
「生活保護法の解釋と運用」より

例えば

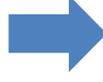


傷病や障害のため**救急搬送**され、**意識がない**等の**生死に関わる**ような状態で入院し、**親族がおらず**、**手持金がなく**、**医療費が支払えない**ケース 等

○ 判断能力のない**要保護者**が申請できず、その**扶養義務者**又は**その他の同居の親族**が居ない場合

**急迫した状態にならないと保護が開始できず、必要な保護が受けられない**

（行政は保護措置を取ることができない）



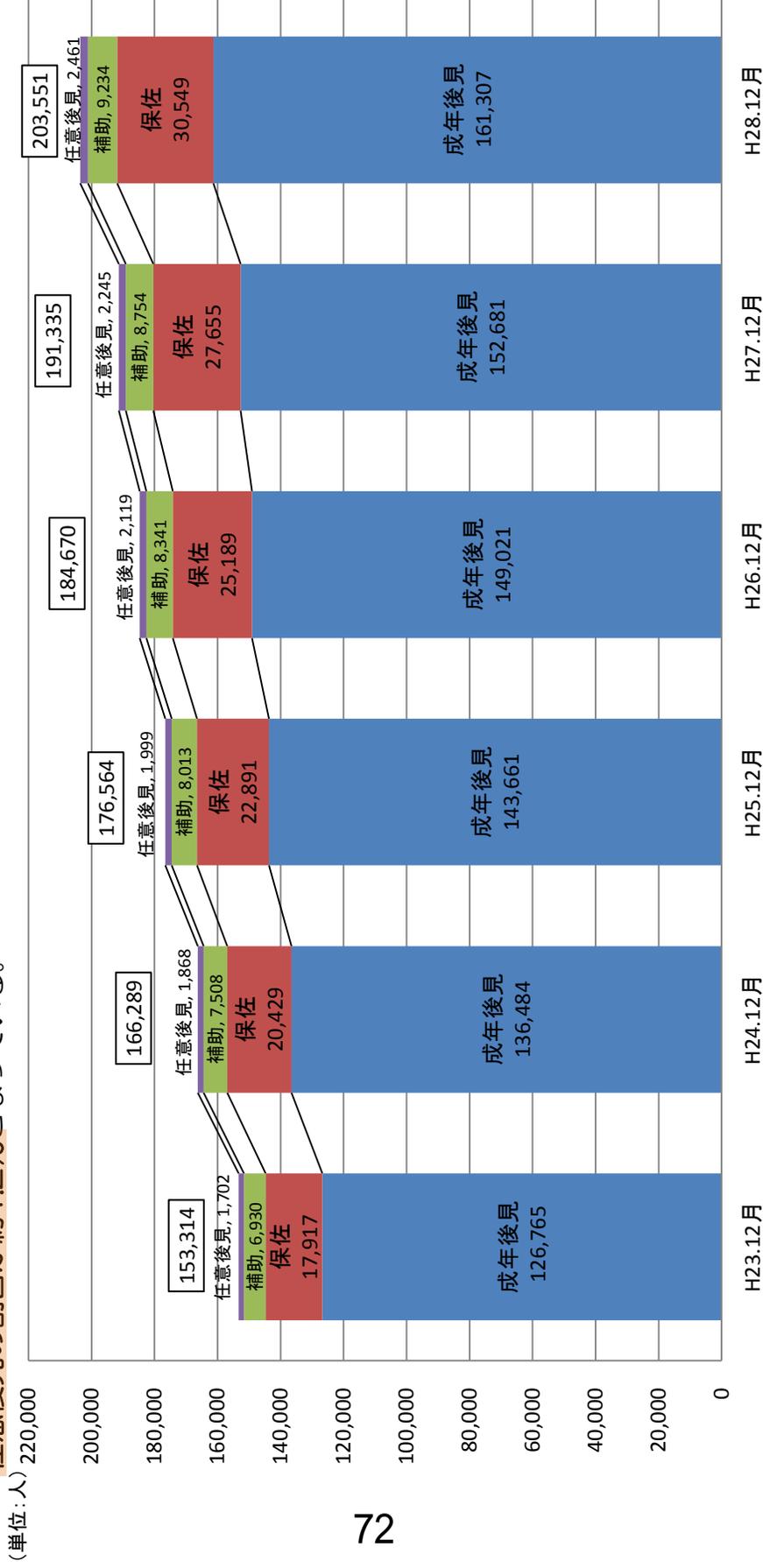
保護方法	要保護者	
	判断能力有	判断能力無 （成年被後見人）
職権保護	○ 保護可能	○ 保護可能
<b>（急迫）</b>		
申請保護	○ 保護可能	× 申請できないため 保護できない

**法第7条に規定する保護申請者に判断能力が欠けている  
要保護者のため、成年被後見人を加えることを提案**

## 2 成年後見制度について

### 1) 成年後見制度の利用者数の推移

- 成年後見制度（平成12年4月施行）の利用者数は年々増加傾向にある。
- 平成28年12月末時点の利用者数は、成年後見の割合が約79.2%、保佐の割合が約15.0%、補助の割合が約4.5%、任意後見の割合が約1.2%となっている。



### 2) 生活保護法と成年後見制度との関係

法第81条（後見人選任の請求）  
 被保護者が未成年者又は成年被後見人である場合において、親権者及び後見人の職務を行う者がいないときは、保護の実施機関は、すみやかに、後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない。

生活保護法では、成年後見制度の活用を規定している

### 3 岐阜市の生活保護受給世帯の概要と成年後見人等による相談件数

#### 1) 生活保護受給世帯の世帯類型別概要

○ H29.4はH23.4に対して**高齢世帯数が139.5%**と他の**世帯類型の中で最も伸長**している。

○ H29.4はH23.4に対して**高齢世帯率は11.1%増加**しており、**全体の6割が高齢世帯**である。

「岐阜市 被保護者調査 月次調査  
第4 世帯の労働力型別被保護者世帯数」より

世帯類型	H23.4	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H23.4対H29.4 率	世帯数
総世帯 合計	4,632	5,031	5,108	5,169	5,195	5,228	5,275	113.9%	643
高齢	<b>2,291</b>	2,485	2,674	2,856	3,002	3,108	<b>3,195</b>	<b>139.5%</b>	904
高齢 世帯率	<b>49.5%</b>	49.4%	52.3%	55.3%	57.8%	59.4%	<b>60.6%</b>	<b>+11.1%</b>	-
障害	443	458	469	461	463	463	474	107.0%	31
母子	205	228	196	203	192	191	212	103.4%	7
傷病	975	1,117	1,096	1,136	1,155	1,021	937	96.1%	△ 38
その他	718	743	673	513	383	445	457	63.6%	△ 261

#### 2) 生活保護における成年後見人等からの相談ケース試算

- 岐阜市では成年後見人等からの相談が年間3件程度。
- H29.7月7日現在で**13世帯が成年後見制度**を利用。
- 岐阜市の生活保護受給者で成年後見制度利用の経緯として多いのは、**認知症や精神疾患→独居生活困難→支援者無→施設入所→金銭管理・資産売却手続必要→制度利用**

	生活保護被保護者				生活保護相談における 成年後見人等関係件数			
	A	A/B	C	C/A	現状の相談 D	本来の相談 E	潜在的な相談 E-D	
H29.3月末時点								
岐阜市	6,527人	0.30%	13人	0.20%	3人/年	4人/年	1人/年	
全 国	2,145,415人	-	<b>4,273人</b>	-	<b>986人/年</b>	<b>1,309人/年</b>	<b>323人/年</b>	

#### 【試算から】

- 全国では被保護者のうち、**4,273人**が**成年後見制度**を利用している。
- 全国では**成年後見人等からの相談が986人/年**あるが、実際には申請（相談）したいが**成年後見人等からの申請が出来ない**ために**相談を控えている人**が**岐阜市では1人/年、全国では323人/年**いる。
- 今後、**高齢化率の伸びに伴い、さらに相談件数の増加が見込まれる。**

## 4 全国の都道府県及び中核市の対応状況

平成28年度 生活保護担当指導職員ブロック会議(平成28年10月開催)で議論した結果、成年後見人からの申請を認めることについて、87.6%の自治体が賛成。  
成年後見人以外の代理人からの申請を認めることについて、81.4%の自治体が反対。

Q 成年後見人による申請を認めることについて

A 賛成	99自治体	87.6%
反対	8自治体	7.1%
その他	6自治体	5.3%

Q 成年後見人以外による申請を認めることについて

A 賛成	8自治体	7.1%
反対	92自治体	81.4%
その他	13自治体	11.5%

### 【賛成意見】

- 保護の申請が出来ず、困窮状態が継続してしまい、生存権が脅かされてしまう
- 実際に成年後見人からの申請が増加しており、対応に苦慮している

### 【反対意見】

- 成年後見人には代理権が付与されており、本人が行った申請とみなすことができるため、法改正の必要なし
- 法25条職権保護にて対応可能なため法改正の必要なし

### 【その他意見】

- 扶養義務者がおらず、居ても絶縁関係にあることが明白な場合には、成年後見人からの申請を認めてもよい
- 申請を認めるならば、法29条に基づき調査に用いる同意書の対象を成年後見人も含める見直しが必要

### 【賛成意見】

- 判断能力がなく、要保護状態の場合、やむを得ない
- 成年後見人が選任されていない場合には、本人の状況をよく知る第三者が代理人と成りえることも必要

### 【反対意見】

- 代理人の範囲を広く認めると、貧困ビジネスに利用されたり、不正受給に繋がる恐れがある
- 申請は本人の意思に基づくものが大原則であり、成年後見人以外の代理人にまで範囲を広げることは適当ではない

### 【その他意見】

- 代理人による申請を受理したとしても、判断能力のある場合には本人への意思確認は必要
- 要保護者の申請意思の確認及び関係性を十分考慮した上で認めてもよい

## 【岐阜市の考え】

成年後見人の権限・職責を考慮し、  
扶養義務者及びその他の同居の親族と同様に申請者とすべきである。

## 5 制度改正がなされる場合

成年後見人からの代理申請を認めることで・・・

**要保護者（本人）は**

- 急迫した状況でない場合でも**必要な生活保護を受けることができる（法本来の目的）**
- 申請意思表示ができない成年被後見人の**申請権が確保**できる

**実施機関は**

- 代理申請により、**急迫に関わらず**あらかじめ**必要な生活保護を実施**できる
- 代理申請により、**当初から実施機関と成年後見人との間に協力関係が得られ、生活保護の決定に必要な事務（生活状況の把握、財産調査等）が円滑に**できる

75



**要保護者と実施機関双方にメリットのある成年後見制度の活用は必須**



**今後、成年後見制度普及に伴い、成年後見人等からの生活保護相談が増加**



**生活保護法に成年後見人からの代理申請を明記するべき**